



◆*◇今月のテーマ◇*

1. 国民年金第3号の遡り加入について
2. 海外療養費について
3. 被扶養者資格再確認（検認）について

1. 国民年金第3号の遡り加入について

あるとき、日本年金機構から通知が届いたので自身を確認すると、自身が10年前から国民年金の未納期間があるとの内容でした。国民年金保険料を納めないといけないのでしょうか。でも、確かその時は、自身が勤めていた会社を退職し配偶者の健康保険の被扶養者（被扶養配偶者）となったはず、その時、一緒に国民年金第3号加入の届出を出していたと思ったが…。

このようなケースの場合、国民年金第3号被保険者関係届が届出されていない可能性があります。

被扶養配偶者としての実態がある場合は原則2年以内であれば「国民年金第3号被保険者関係届」を速やかに届出することで、遡り、国民年金第3号被保険者となることができます。また、上記のように10年前に遡る場合（2年を超えて遡る場合）については、現在、特例により要件を満たすことで、遡り国民年金第3号被保険者となることができます。その際、届出においては次の書類が必要となります。

- 国民年金第3号被保険者関係届
- 国民年金第3号被保険者特例措置該当期間登録（取消）届書
- 遅延理由書
- 扶養実態証明書※

※ 国民年金第3号被保険者関係届にて健康保険組合等より何らかの理由により扶養認定日の証明が頂けない時、扶養の実態があった期間と健康保険組合が認定する扶養の期間が異なる時などの場合で提出をします（書式名称は異なる場合があります）。

冒頭のケースと似たようなことがありましたら、一度、最寄りの年金事務所へご相談又はご確認頂き、またその際に必要書類についても入手するようにしてください。なお、届出については、配偶者の方の勤務する会社を通して日本年金機構へ届出を致します。

2. 海外療養費について

私的な旅行で海外に渡航中、病気や怪我によりやむを得ず現地の病院で治療を受けた場合は、加入する健康保険組合などの保険者に対し、申請手続きを行うことにより一部医療費の払戻しを受けることができます。

ただし、申請ができる範囲は日本で健康保険が適用される治療分になりますので、美容整形、人工授精等の不妊治療、インプラント治療などは申請対象外となります。

【申請に必要な書類】

以下は、協会けんぽにおける必要書類の例になります。

（医科の場合）

- 海外療養費支給申請書
- 診療内容明細書
- 領収明細書
- 現地で支払った領収書の原本
- 各添付書類の翻訳文
- 受診者の海外渡航期間がわかる書類（パスポートのコピー等）

- 同意書（医療機関への診療内容確認のための受診者の同意書）

（歯科の場合）

「診療内容明細書」以外は医科の場合と同じ書類、

ただし、「診療内容明細書」に代わるものとして、「歯科診療内容明細書」が必要となります。

なお、医科、歯科ともに、前述以外で条件に応じて追加で必要となる書類があります（詳細は協会けんぽのホームページをご確認ください）。

特に「診療内容明細書」については、どのような診察が行なわれたか、またその内容。「領収明細書」については、治療行為においていくらの医療費が発生したかの金額内訳になりますので、詳細なものが必要となります。また、これらの書類については、日本語の翻訳文を付けて提出頂くことが必要となります。協会けんぽではホームページにて必要書類の案内と、その書式が掲載されており、書式を出力することができます。

【支給金額】

日本国内で同じ治療を受けた場合に生じる治療費を基準に計算した額から自己負担相当額（原則3割）を差し引いた額になります。ただし、日本と海外とでは、医療制度、医療体制及び治療方法が異なることから、実際に支払った額から自己負担相当額を差し引いた額よりも、支給金額が大幅に少なくなることがあります。なお、外貨で支払われた治療費については、支給決定日の外国為替換算率（売レート）を用いて円に換算して支給金額を算出します。

実際に支払った額	
日本国内で同じ治療をした場合の治療費を基準に計算した額 ※1	協会けんぽが計算した金額 ※1 と比べて超過した額は、支給計算の対象外となります。
自己負担相当額	
療養費	

万が一に備え、海外渡航前に自身が加入している健康保険組合等へ必要手続き及び必要書類等はご確認ください。

3. 被扶養者資格再確認（検認）について

協会けんぽでは、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認するため、被扶養者資格の再確認を実施しております。※

対象被扶養者：

平成31年3月31日において被扶養者として認定されている方

実施方法：

令和元年9月下旬から10月下旬の間において「被扶養者状況リスト」、「被扶養者調書兼異動届」、「返信用封筒」及び「説明用リーフレット」が事業主宛に送付されます。被扶養者資格を確認の上、解除となる被扶養者がいない場合は「被扶養者状況リスト」に必要事項を記入、解除となる被扶養者がいる場合は「被扶養者調書兼異動届」に記入の上、解除となる被扶養者の方の健康保険証を添えて、それぞれ同封の返信用封筒にて提出致します。

提出期限：

令和元年11月20日

※ 被扶養者資格再確認（検認）は健康保険組合ごとに、実施時期、実施内容等が異なります。実施についてはそれぞれ加入されている健康保険組合等へご確認ください。



◇熱中症にご注意ください

私共で労災申請のお手続きをさせて頂いていると、これからの時期、熱中症が疑われる被災報告をお受けすることが多くなります。業務中、業務外を問わず、皆様、熱中症にはくれぐれもご注意ください。

【発行元】SATO 社会保険労務士法人 東京オフィス
〒170-0005
東京都豊島区南大塚 3-32-1 大塚 S&S ビル 5 階
TEL : 03-6831-3310